

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------------------|--|
| 担 当 課 | 市民協働部 歴史遺産課 |
| 委 託 業 務 番 号 | 令和4年度 長歴第110号 |
| 委 託 業 務 名 称 | 名勝慶雲館庭園保存整備設計監理業務委託 |
| 委 託 業 務 場 所 | 長浜市港町 |
| 業 務 の 概 要 | 名勝慶雲館庭園整備基本計画に基づき、「名勝慶雲館庭園保存整備委員会」において承認された、庭園整備工事および植栽修復剪定等の設計監理業務 |
| 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日 から 令和5年3月24日まで |
| 契 約 年 月 日 | 令和4年5月30日 |
| 契 約 額 (税 込) | 1,293,600円 |
| 契 約 の 相 手 方 | [所 在 地 又 は 住 所] 京都市上京区多門町440-6 [商 号 又 は 名 称] 株式会社環境事業計画研究所 |
| 契 約 相 手 方 の 選 定 理 由 | 国指定文化財である名勝慶雲館庭園の整備を設計するにあたっては、国指定名勝庭園の復元整備に精通した専門的な知識を有する必要がある。株式会社環境事業計画研究所は国指定名勝庭園の保存整備の設計について専門的な知識を有し、多くの実績を有する。加えて七代目小川治兵衛の作庭による庭園の設計業務にも実績のある業者であり、名勝慶雲館庭園保存整備委員会で、慶雲館庭園保存整備事業の設計監理を担う業者として適正であると判断されたため。 |
| 根 拠 規 定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1)借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>○ 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |